

# 北本市自治基本条例に関する検討報告

2008年（平成20年）12月

北本市自治基本条例制定研究懇話会



## 報告にあたって

私たちは、北本市住民自治条例制定研究懇話会として、平成19年2月3日に市長から北本市自治基本条例素案の作成依頼を受け、平成20年4月には北本市自治基本条例制定研究懇話会としてその業務を引き継ぎ、北本市にふさわしい自治のあり方を研究してきました。

当会は、市民と行政職員とで組織されており、いわゆる専門分野の学識経験者は含まれてはいません。私たちは多くの市民の参加による、市民の意見が集約された自治基本条例の素案作成を目指し、約2年間に渡って計36回の会議を開き、議論を重ねてきました。

また、会議の運営方法についても委員間の話し合いで決めるなど、この会議を通して自治を実践し、市民と行政との協働による条例素案の作成に取り組んできました。

私たちは、自治の主役は市民であり、地方分権社会において、自己決定・自己責任のまちづくりを進める必要があることを共通認識として、北本市における自治のあり方とまちづくりのための基本的なルールを検討しました。

そして、平成20年9月には、北本市自治基本条例素案中間報告を市に提出し、市が地域コミュニティ委員会の8圏域で開催した自治基本条例地域別説明会にも出席して、中間報告に対する市民の意見を直接聞き取り、提案された意見についてはさらに検討し、修正を加えてこの条例素案をまとめました。

私たち市民には、人それぞれいろいろな物事の捉え方や考え方があります。私たちは、多様な意見のなかから共通点を見出し、集約していく作業を通して、自治を実践するためには、多くの時間とエネルギーを要することも実感しました。これからのまちづくりは、この条例素案の作成作業と同様に、そこに住む市民が自分のまわりのことを良く考えて、行政職員と力をあわせてよりよいまちをつくっていくことが求められています。そのためには、市民、議会、行政がともに意識改革を行い、あくまでも市民が中心のまちづくりを進めていく必要があります。

この報告をもとに「北本市自治基本条例」が制定され、北本市において市民参画と協働による真の自治の発展が実現することを心から願っています。

2008年(平成20年)12月  
北本市自治基本条例制定研究懇話会

# 目 次

I	(仮称)北本市自治基本条例素案(懇話会意見併記版)	1
	前文	3
	第1章 総則	
	1 目的	4
	2 この条例の位置づけ	4
	3 定義	5
	第2章 基本原則	
	4 基本原則	5
	第3章 市民	
	5 市民の権利と責務	6
	6 事業者の責務	6
	第4章 議会	
	7 議会の責務	7
	8 議員の責務	7
	第5章 市長等	
	9 市長の責務	8
	10 他の執行機関の責務	8
	11 職員の責務	9
	第6章 市政運営	
	12 総合計画等	9
	13 行政評価	10
	14 行政手続	10
	15 健全な財政運営	11
	16 財産管理の原則	11
	17 財政状況等の公表	12
	第7章 自治の仕組み	
	第1節 情報公開	
	18 情報の公開と共有	12
	19 個人情報の保護	13
	20 説明責任	13
	第2節 参画・協働	
	21 参画・協働の推進	14
	22 審議会等	14
	23 コミュニティの活動の推進	15
	24 意見、要望等への対応	15
	25 市民意見提出制度	16
	第3節 住民投票	
	26 住民投票	16
	第8章 連携・交流	
	27 他団体との連携及び交流	17
	第9章 北本市自治基本条例審議会	
	28 北本市自治基本条例審議会	17
	第10章 この条例の検証及び見直し	
	29 この条例の検証及び見直し	18
II	取組経過	19
III	委員名簿	29

( 仮称 ) 北本市自治基本条例素案  
( 懇話会意見併記版 )



## （前文）

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸とを結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、武蔵野の面影を現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

私たちは、今、地方分権の時代を迎え、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという原則のもとに、市民主権の地方自治を確立し、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを拓いていくことが求められています。

また、私たちは、一人ひとりが個人として尊重され、安全を享受して安心して生活することができる「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に努めるとともに、先人たちが残してくれた豊かな自然を次世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民はまちづくりの主役となり、市と情報を共有して、自らの責任においてまちづくりに参画し、市は開かれた市政運営と市民参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市が協働してまちづくりを進める必要があります。

このような認識のもとに、私たちは、北本市におけるまちづくりの基本原則とその基本的な事項を明らかにし、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、ここに北本市自治基本条例を定めます。

### 【条文の解説】

北本市の憲法である「自治基本条例」の制定にあたって、北本市が新たなまちづくりを決意する宣言文として前文を作成しました。

この前文は、1まちの歴史、文化と環境 2新たな自治のかたち 3まちのあるべき姿 4その実現のために必要なこと 5自治基本条例を制定する意義 の5つの段落で構成しています。

北本市の自治の基本理念として、「自己決定・自己責任」「市民主権」を掲げ、市民憲章の「緑にかこまれた健康な文化都市」を北本市のまちのあるべき姿として整理しました。

### 【条文作成の背景】

懇話会では、北本市の特色や将来に向けた課題として、市街地に残された雑木林が年々減少している問題を取り上げ、緑を残すためにはどのような取り組みを進めればよいかについて、毎回のよう議論しました。そして、その問題をこの自治基本条例の中にどのような形で位置付けたらよいかについても議論しました。

議論の末、自治基本条例は自治の基本的な事項を定める条例であるため、北本市の特色である緑を残す問題等については、この前文の中で市民憲章とともに触れるに止め、その問題をはじめ、解決しなければならない様々な課題について、今後は、市民、議会と行政が協働して問題解決に取り組む必要性を確認しました。

# 第1章 総則

## 1（目的）

この条例は、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現するため、まちづくりに関する基本的な事項を定め、まちづくりの主役である市民の権利及び責務並びに議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らがまちづくりに参加し、議会及び市と協働して住民自治を実現することを目的とする。

### 【条文の解説】

この条例を制定する目的は、市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割を担い、協働して「住民自治を実現」することにより、すべての市民が安全を享受して安心して生活できる、個性豊かに自立した地域社会を構築することにあります。

私たちが市民ワークショップの時に議論した理想のまちは、「老若男女、あるいは障害を抱えている人等、すべての人が終の棲家として安心して暮らせるまち」であり、また「自立した個性のあるまち」でした。そのため、目指すまちの姿を、「個性豊かな自立した誰もが安心して生活できるまち」と表現しました。

### 【条文作成の背景】

懇話会で検討した当初の案では、「議会並びに市長その他の執行機関」の部分で「議会、市長その他の執行機関及び市職員」と表現していました。それは、市の職員は市長の補助機関であるものの、その責任を自覚してもらい、職員一人ひとりがしっかりと役割を担って欲しいという市民の強い思いによるものでした。結果として、この条文からは、市職員の責務という直接的な表現は消えましたが、単独の項目を設けて職員の責務を規定することとしました。

## 2（この条例の位置付け）

この条例は、市政運営における最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

### 【条文の解説】

この条例は、北本市のまちづくりに関する基本的な事項を定める条例であり、この条例の理念の下に市政が運営されるべきであるという考えから、条例には上下関係はないものの、この項目でこの条例を「市政運営における最高規範」として規定することにより、この条例の理念が他の全ての条例、規則等に反映される形にしました。

懇話会では、この条例を中心に他の条例がツリーの形で位置付けられる構造で整理されるべきであると考えています。

### 【条文作成の背景】

この項目は、当初、この条例を「北本市における最高規範」と表現していましたが、上位法との関係も考慮して、「市政運営における最高規範」という表現に改めました。



### 3（定義）

この条例における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任のもとに対等の立場で共通の目標に向けて、協力することをいう。
- (2) 参画 市長等が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいう。
- (3) コミュニティ 市民の生活の中にある、地域や共通の関心によって自主的につながった連帯性を持つ組織及び集団をいう。

#### 【条文の解説】

ここでは条例素案中に使用される用語のうち、説明が必要と思われるものについて解説しました。比較的新しい言葉である「協働」と「参画」、「コミュニティ」の意味について説明しています。

#### 【条文作成の背景】

懇話会では当初、この定義の項目で、「市民」、「事業者」、「市」、「その他の執行機関」等を定義することも検討しましたが、市政運営の最高規範となるこの自治基本条例で「市民」や「市」について定義してしまうと、他の条例、規則等に影響を及ぼし、不都合が生じることが考えられることから、この条例ではあえて定義しないこととしました。

懇話会では、この条例における「市民」は、市内に在住、在勤、又は在学している個人、市内で活動する団体等を対象とし、「市」は、地方自治法に規定されている地方公共団体としての市、つまり議会及び市長その他の執行機関として議論しました。

なお、その他の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会を指します。

## 第2章 基本原則

### 4（基本原則）

- 1 市民及び市は、それぞれの役割を踏まえ、協働してまちづくりを進めるものとする。（協働の原則）
- 2 市民は主体的にまちづくりに参加するものとする。（参加の原則）
- 3 市は市民の市政への参画の機会を保障し、市民の意思を市政に反映させるものとする。（参画の原則）
- 4 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。（情報共有の原則）

#### 【条文の解説】

まちづくりの基本理念を前文の中で明らかにした上で、その基本原則を一つの項目としてここに規定しました。

条例の制定目的を「市民自らがまちづくりに参加し、市（議会及び市長その他の執行機関）と協働して、住民自治を実現し、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現を図る」としましたが、協働と市民参加を進めるためには、市民と議会、市長その他の執行機関それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することがその前提条件となると考え、北本市における自治の基本原則を、「協働の原則」、「参加・参画の原則」、「情報共有の原則」の3原則として整理しました。

また、行政が主体となり進めるものを「市政」、それに市民が主体となって進める自治会活動やNPO活動等を加えたものを「まちづくり」として捉え、「市政」への「参画」、「まちづくり」への「参加」として用語の使用方法について整理しました。

#### 【条文作成の背景】

懇話会では、協働のまちづくりを進めるためには、市民が市政のあらゆる過程に参画することが理想の形であると考えましたが、税の課税、法規制に関連する業務等、行政のみが単独で行うべき業務もあり、市民が市政のあらゆる過程に参加することは難しいため、「参加の機会を保障」し、「市民の意思を市政に反映させる」という表現にしました。

## 第3章 市民

### 5（市民の権利と責務）

- 1 市民は、市政に関する情報を知る権利、市政に参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。
- 2 市民は、納税の義務及び行政サービスに伴う使用料等を負担する義務を果たさなければならない。
- 3 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するとともに、市民相互の連携に努めるものとする。

#### 【条文の解説】

市民が持つ基本的な権利として、「市政に関する情報を知る権利」、「市政に参画する権利」と「行政サービスを等しく受ける権利」を規定しました。市民が積極的に市政に参画するためには、市民が正しい市政情報を得る必要があることから、「市政に関する情報を知る権利」を「市民の権利」の第1に位置付けました。

一方、市民の責務について、納税の義務は憲法にも国民の義務として位置づけられてはいますが、税は市の財務の根幹を支えるものであり、また、使用料等を負担すべきことは、市民の行政サービス享受の対価として守られるべき義務であることから、あえてこの条例にも規定しました。

#### 【条文作成の背景】

市民ワークショップでは、市民の自治会への加入を市民の義務としてこの項目に位置づけすべきであるという意見も出されましたが、「まちづくり」の根幹は、自治会や地域コミュニティ活動を含めた「地域活動」にあって、市民が主体となって「まちづくり」を進めるためには「地域活動」への積極的な市民参加が必要であるため、自治会や地域コミュニティ活動への参加を「市民相互の連携」という表現にし、そこへの参加を市民の努力義務としました。

また、「まちづくり」に市民が参加する際には、自らの発言と行動に責任を持つべきであるという意見も出されました。

納税と使用料等を負担する市民の義務については、中間報告を提出した後に市が開催した説明会の際に「憲法で定めているものをあえてこの条例に記載するものではない」という意見も出されましたが、市民ワークショップでは、税金の滞納問題のほか、学校給食費や保育料の未払いの問題についても議論し、「まじめに支払う人が不利益を被るような社会であってはならない」「市民は権利を主張する前に義務を果たさなければならない」という意見が多く出されていたことから、行政サービスを受ける権利と対になる市民の責務としてこの条例の中に明確に規定することにしました。

### 6（事業者の責務）

事業者は、住環境に配慮し、地域社会との調和を図るとともに、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

#### 【条文の解説】

この項目では、事業者の責務として、事業者も市民の一員とし、市民と同様の責務を有するほか、市民の責務とは別に地域社会への貢献活動や従来の生活環境を守るべき責務を課す規定を盛り込みました。これは、別に開発を規制する条例等を定める際に根拠となる条文です。

#### 【条文作成の背景】

懇話会では、今後の北本市の課題の一つとして、圏央道や上尾道路等の整備後の民間企業による新たな開発に伴う環境問題や、新規に出店する事業者の営業活動による生活環境の変化等に対応するため、市民の責務とは別に事業者のみが負う責務を設ける必要があると考えました。

その一方で、事業者が引き起こす負の事項だけを捉えるのではなく、実際には、既存の事業者は地域の社会貢献活動等を積極的に行っている事例があることも認識しておく必要があるという意見も出されました。

## 第4章 議会

### 7（議会の責務）

- 1 議会は、行政への監視機能を高め、市民福祉の向上に努めるとともに、市の意思決定機関として、市民の意思が市政運営に反映されることを念頭において活動しなければならない。
- 2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。

#### 【条文の解説】

ここでは、市の意思決定機関としての議会の役割と、責務について規定しました。

議会は、行政の監視機能を有するとともに、市民全体の福祉の向上を考えながら市民の意志が市政運営に反映されるよう活動しなければならないことを規定しました。

また、市民に対する説明責任を有することと、市民への情報発信など開かれた議会運営を行うよう努めることも議会の努力義務として位置付けました。

#### 【条文作成の背景】

懇話会では、議会で決まったことが同時に市民全員の合意になることが必要であるという考え方から、それを実現させるために必要な事項を、議会の責務と議員の責務として規定することにしました。

議会への要望として、「より一層のチェック機能の強化」、「議論の過程の明確化」、「議員個人の力量の向上」等の意見が出されましたが、とりわけ委員共通の意見は、「市民の思いを正しく反映させる議会であって欲しい。」ということでした。

情報公開の視点からは、本会議討論の状況をリアルタイムで動画公開していることは大変良いこととあり、議会が保有する情報等についても、より積極的に公開していく必要性があると考えます。

また、北海道栗山町や伊賀市等で制定されている「議会基本条例」についても、他市町村の先進事例を調査・研究し、本市においてもこのような条例を制定することが望ましいという意見が出されました。

自治基本条例説明会では、この「議会基本条例」を「別に条例で定める」と自治基本条例の中に明確に規定しておくべきではないかという意見が出されましたが、自治基本条例では北本市の自治の基本的な事項として議会の役割と責務を規定し、議会運営のルールを定める議会基本条例については、議会において条例の必要性から検討するべきであるという意見でまとまりました。

### 8（議員の責務）

議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 【条文の解説】

議会全体の機能としての「議会の責務」とは別に、議員個人としての「議員の責務」も位置づけることにしました。

#### 【条文作成の背景】

市民の責務、市長の責務をこの条例に規定したことから、議員個人の責務もひとつの項目として位置づけておくべきという意見に基づき、この条文を作成しました。

## 第5章 市長等

### 9（市長の責務）

- 1 市長は、第4条の基本原則にのっとり、この条例の目的達成のために必要な施策を講じなければならない。
- 2 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。
- 3 市長は、市民に分かりやすい簡素で効率的な組織を構築し、常に最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。
- 4 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力と知識の向上を図らなければならない。

#### 【条文の解説】

この項目では、市長の責務として、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じること、市の代表者であることを認識して市政運営にあたること、地方自治法第2条第14項の規定のとおり、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないこと、補助機関である職員を適正に指揮監督し、職員の能力や知識の向上を図ることを規定しました。

#### 【条文作成の背景】

ここで規定したもののほか、選挙公約の提示・説明及びその実現に努めること、北本市らしさというようなまちの独自性を打ち出すよう努めること等も市長の責務として考え取り組んで欲しいという意見が出されました。

また、直近の課題への対応はもとより、長期的な視点で市の将来を見据えた政策に取り組むこと等も重要であるという意見も出されましたが、長期的視点でまちづくりに取り組むことは、総合計画等の項目に市の責務として規定することとしました。

### 10（他の執行機関の責務）

市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営にあたらなければならない。

#### 【条文の解説】

教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会など、市長部局以外の執行機関についても市長と同様の責務を負うことを単独の項目を設けて規定しました。

## 1 1（職員の責務）

- 1 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、常に研鑽に努めるとともに、職員相互に連携し、協力するものとする。
- 3 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

### 【条文の解説】

憲法第15条第2項で「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、また、地方公務員法第30条では「全て公務員は、全体の奉仕者として勤務」すべきことが規定されています。

懇話会では、市の職員の責務としては、自ら必要な知識の習得と向上に努め、最新の情報を収集して、的確な判断を行うとともに、常に市民の立場にたった行動が求められること。また、配属された課の職員という意識ではなく、北本市の職員であるという意識を持ち、相互に連携、協力してまちづくりに取り組むべきこと。さらに、市民への対応や事案の判断基準等に際しては、その時代、個別状況に即して柔軟な対応が求められることなどを議論しました。これらの意見を3つの項目に整理し、職員の責務として規定しました。

### 【条文作成の背景】

職員はまず、自分が北本市民であるということを自覚し、それぞれがより良いまちづくりのために積極的に職務に取り組んで欲しいというのが懇話会の総意です。

市が主催した自治基本条例地域別説明会の際に市民から出された意見として、「職員は優秀であり、職務に精通しており、いまさら研鑽は不要ではないか」との意見も出されましたが、懇話会では、職員は新しい時代に合った新しい分野の知識の習得に努めるとともに、自分の持ち場以外の仕事についても広く理解し、常に広い視野を持って取り組んで欲しいという考え方から、研鑽に努めるという規定を残すこととしました。

## 第6章 市政運営

### 1 2（総合計画等）

市は、この条例の基本原則に沿って、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定し、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

### 【条文の解説】

地方自治法第2条第4項に、市町村が基本構想を作成する義務が位置付けられています。この項目は、執行機関がその基本構想とこれを実現するための計画を策定し、それに基づいた行政運営を行うことを行政の義務として規定しています。

### 【条文作成の背景】

現在も市民参加による基本構想の策定等に取り組んでいますが、この項目を設けることにより、まちづくりの基本的な計画を策定するには、市民参加を求めたうえで計画策定することが行政の義務として明確化することになります。

### 1 3（行政評価）

- 1 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、客観的な行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるよう努めなければならない。
- 2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けなければならない。
- 3 前2項に規定する行政評価に関し、必要な事項は、別に条例で定める。

#### 【条文の解説】

市は、市民等外部の人間を入れた客観的な行政評価を行い、その結果を次年度の予算等に反映させ、P（PLAN 計画）D（DO 実施）C（CHECK 検討）A（ACTION 処置）のPDCAサイクルを有効に機能させるよう努めるべきことを規定しました。

また、その結果を公表し、広く市民の意見を聴取することも行政の努力義務としました。

さらに、行政評価システムを有効に機能させるために、その運用方法等必要な事項を定める「行政評価条例」を整備する必要があると考え、その制定についても規定しました。

#### 【条文作成の背景】

懇話会では、行政評価を実施する目的は、「説明責任が果たされる行政の実現」、「効率的で質の高い行政の実現」、「市民の視点に立った成果重視の行政の実現」にあると考えました。市民等が参加する客観的な行政評価を実施し、その評価結果を広く市民に公表するとともに、さらにその評価結果についても市民から意見を聴取する機会を設けることにより、事業の改善に生かされる仕組みが確立するものと考えました。

### 1 4（行政手続）

市は、行政処分その他の手続について、別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上に努めるとともに、市民の権利利益を保護しなければならない。

#### 【条文の解説】

当市では既に北本市行政手続条例を制定し、市が行う仕事のうち、各種申請、不利益処分、行政指導、届出についてのルールを示し、市政運営の公正、透明性の向上と、市民の権利利益の保護に努めています。

そのため、この項目は、将来に渡ってこの行政手続条例の精神を担保するための規定としました。

## 15（健全な財政運営）

- 1 市長は、中長期的な財政見通しの下に、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営を行わなければならない。
- 2 市長は、自立した市政運営の推進のために、財源の確保に努めなければならない。

### 【条文の解説】

この項目以降では、限られた財源の中で、多様な行政サービスの提供を確保するために、関係する財政運営の原則等について規定しました。

地方分権が進む中、自治体経営（経営的財政運営）の必要性が叫ばれていることから、地域資源の有効活用や企業誘致の推進による税及び雇用の確保等、常に自主財源の確保を念頭に置くことを市長の努力義務としました。

また、中長期的な財政見通しのもとに健全な財政運営を行うことを市長の努力義務として位置づけました。

### 【条文作成の背景】

この項目では、市民サービスと密接に関係する財政運営の原則について議論しました。

財政を効率的に運営する視点として、受益者負担の原則を取り入れて不公平感の解消を図ることやNPO等に代表される市民活動団体との協働を進めることも必要との意見が出ましたが、効率的な行政経営を考える一方で、生活保護など行政でしか担えない福祉面で必要な行政措置も担保しておく必要があります。

## 16（財産管理の原則）

市長は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

### 【条文の解説】

財産管理については、厳しい財政運営が迫られる中、道路、公園等の都市施設や学校、公民館等の公共施設の管理・運営について、計画性を持つとともに、民間活力の導入等を踏まえて適正かつ効率的な管理・運用に努めなければならないことを市長の努力義務としました。

### 【条文作成の背景】

条文中にある「効率的な運用」という表現を使用した理由は、行政も経営的な視点を持って業務に当たる必要があるという意味からです。

## 17（財政状況等の公表）

市長は、財政の計画、予算の執行状況及び財産の保有状況を分りやすく公表しなければならない。

### 【条文の解説】

この項目では、市民と行政とが協働するために、最も重要であると考えられるのに、必ずしもわかりやすく公開されていない「予算」に関する情報について、市民にわかりやすく公表すべきことを市長の義務として規定しました。

### 【条文作成の背景】

懇話会の議論では、健全な財政運営を行うためには、市民が何らかの形で予算に関わる機会を設ける必要があるという意見が多く出ました。しかし、予算編成は、地方自治法において市長に与えられた権限であり、市民が作成するものではないため、予算の編制過程の状況や財政計画、予算の執行状況及び財産の保有状況等を随時、分かりやすく市民に公表することを市長の努力義務として規定しました。

ニセコ町が市民に向けてわかりやすく年度の予算を解説した予算説明書「もっと知りたい今年の仕事」を全戸配布している事例や、我孫子市がホームページ上で予算の査定段階を事細かに公表している事例等があることから、これらの先進的な取り組みについて調査・研究し、北本市においても市民が理解しやすい予算の公表方法を検討し、情報発信していくべきと考えます。

## 第7章 自治の仕組み

### 第1節 情報公開

## 18（情報の公開と共有）

- 1 市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。
- 2 市は、参画及び協働によるまちづくりを推進するために、積極的に情報発信を行い、市及び市民がまちづくりに関する情報を共有できるよう努めなければならない。

### 【条文の解説】

当市では、既に北本市情報公開条例を整備し、そのもとに制度を運用しているため、この項目では、市は市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならないことのみを規定して、その具体的な内容については北本市情報公開条例に委任する形としました。

ここで規定している「情報」には、市民の請求に基づいて「情報公開」するものと、よりよいまちづくりを進めるためにそれぞれの主体が積極的に行うべき「情報発信」とがあります。

情報共有の原則は、まちづくりの3つの基本原則のひとつとしても規定していますが、市民の市政への参画を推進するための前提条件として、この「情報の公開と共有」の項目を自治の仕組みの章の第1番目に位置づけることにしました。

### 【条文作成の背景】

懇話会では、市は「市が保有する情報」を公開するだけでなく、「市民が市政参画に必要な情報」を、市民の立場に立って、わかりやすく発信していくことが必要であることを議論しました。

市は、よりよいまちづくりを進めるために、市民、議会及び行政それぞれが持つ情報を共有するための方策を考える必要があると考えます。

この情報公開については、「市民の権利」として位置付けるべきか「市民の責務」として位置付けるべきか議論になりましたが、「5 市民の権利・責務」の項目で市民の情報を知る権利を位置付けていますので、この項目では、市の責務として市民の知る権利を担保する形として規定しました。



## 19（個人情報保護）

市は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する市民の権利を保障するとともに、個人の権利及び利益を守るため、個人情報保護をしなければならない。

### 【条文の解説】

市は積極的な情報発信と適切な情報公開を行う一方、個人が特定されるような情報については保護しなければなりません。

北本市では、既に北本市個人情報保護条例を定めているため、その運用については、個人情報保護条例に委任する形で規定しました。

### 【条文作成の背景】

懇話会の議論では、地域で子ども会の名簿を作る際に、学校に情報を照会しても個人情報保護の名目で情報が提供されずに名簿が作れなかった事例や、災害弱者支援のための名簿作成の際にも市から情報が提供されなかったことなど、本来の趣旨とは違った法の解釈により公開されるべき情報が公開されない事例等も発生しているため、今後は、この条例の趣旨に基づいて、個人情報保護条例等の見直しを図る必要があるという意見が出されました。

## 20（説明責任）

市は、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施及び評価にあたり、まちづくりに関する制度、施策及び情報について、その内容や必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

### 【条文の解説】

この項目では、市の説明責任の原則を示しました。市は計画策定や事業実施、また事業の評価を行う際に、市民にわかりやすく説明する義務を有することを規定しました。

### 【条文作成の背景】

この項目を検討した際には、地域食材供給施設建設に関連した一連の問題についての議論がなされました。この問題が起きた背景として、「市の市民に対する説明が足りなかったためではないか」、「市がきちんと説明責任を果たさなかったため、問題が起きたのではないか」という意見が多く出ました。「議会に対して説明しただけでは市民に対して説明したことにはならない」というのが懇話会全体の意見でした。

## 第2節 参画・協働

### 2.1（参画・協働の推進）

- 1 市は、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施及び評価の各過程において市民参画を推進しなければならない。
- 2 市は、協働を推進するにあたり、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めるものとする。この場合において市の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。
- 3 市民参画の具体的な方法及び協働の推進に関する事項については、別に条例で定める。

#### 【条文の解説】

この項目では、北本市のまちづくりの3原則のうちの「参加・参画」と「協働」の基本について規定しました。市民の公益的活動支援を市の義務として規定し、市民参画と協働推進に関する具体的な方法等については、別に条例を設けて示すこととしました。

#### 【条文作成の背景】

懇話会では、参画・協働は、計画段階、実行段階、評価段階の各段階によってそれぞれ方法が違い、また、その方法は多様なものがあるべきと考え、市民の意見を市政に生かす方策として、市民委員会を組織して市民の意見を行政に反映させる仕組みを構築する方法や、従来からある組織としての自治会及び地域コミュニティを今後、いかに活用し、市民が市政に参画していく仕組みをつくるべきか等について議論しました。

また、先に策定された『北本市市民と行政との協働推進計画』を踏まえて、「市民と市は、対等の立場で共通の目標に向けて応分の責任を持ち、期限を決めて協力する」という協働の理念を確認し、市民参画の必要性についても議論しました。

議論の末、市民委員会については、市民参画を促進するための組織として、協働推進条例や市民参加推進条例など、この条例のもとに整備されるべき個別条例を検討する際に、今回の議論を継続してその設置について検討すべきものとししました。

また、市内には、自治会が111団体、コミュニティ委員会が8団体あり、相互に連携し、市の全域をカバーしていることから、市民の意見を聞く場としてコミュニティ委員会を活用することが考えられるため、この条例に協働推進のための制度として位置付けてはどうかとの意見も出されましたが、市民参画に関する詳細な規定については、上でも述べたとおり、この自治基本条例のもとに、まちづくりの仕組みを整備していく中で、自治会活動やコミュニティ活動に深く携わっている人達の意見を聞きながら、改めて議論していくこととし、この項目では、参画・協働の基本的な事項のみを規定するにとどめることにしました。

### 2.2（審議会等）

市長は、審議会等の委員を委嘱しようとするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

#### 【条文の解説】

審議会等の委員の選任基準については、現在、「附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を定め、その第7条で、「市民の意見をより広く反映させるため、委員の一部を公募により選任するよう努めるものとする。」と規定していますが、市民参加を進めるための重要な事項として、この自治基本条例にも項目立てて位置づけることとしました。

これは、市長の諮問に対し、住民の意思表示の場を確保するとともに、市民参画を保障するためのものです。

審議会等には地方自治法第202条の3に規定する附属機関とこれに類するものを含みます。

なお、附属機関とは、法律若しくはこれに基く政令又は北本市執行機関の附属機関に関する条例の定めにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関のことで、北本市には、北本市特別職報酬等審議会、北本市行政改革推進委員会、北本市情報公開・個人情報保護運営委員会、北本市男女共同参画審議会、北本市庁舎建設委員会などが設置されています。

## 23（コミュニティの活動の推進）

市長等は、活力のある地域社会の実現に寄与する自治会活動その他のコミュニティの活動の推進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

### 【条文の解説】

コミュニティ活動は、自治会や地域コミュニティ委員会としての地域コミュニティの活動とNPOなど目的やミッションを共通にしたテーマコミュニティの活動とに分類できます。

これら自治会や地域コミュニティ、その他のコミュニティの活動は、地域の課題解決等市民生活を営む上で欠かせないものです。

そのため、コミュニティ活動推進のために必要な施策を講じることを市の義務としました。

### 【条文作成の背景】

当初は、「5市民の権利と責務」の項目に、市民の責務として自治会及び地域コミュニティ活動への参画を盛り込むことも検討しましたが、独立した項目として、自治会をはじめとするコミュニティ活動の推進を市の努力義務として明記し、その意義を強調することとしました。

また、条文を検討していく中で、自治会組織と地域コミュニティ組織が市域全体をカバーする自治体は、まだそう多くはなく、北本市の一つの大きな特徴であるということが明らかになりました。

また、「21参画・協働の推進」の項目でも触れましたが、このような北本市の特徴を活用し、自治会組織と地域コミュニティが今後どのように市政に関わり、よりよいまちづくりを進めていくのか、今後、その仕組みについて関係者の意見を聞きながら継続して検討していく必要があります。

北本市では、自治会連合会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、PTA連合会、スポーツ少年団、婦人会、農業協同組合、商工会、文化団体連合会、青少年相談員協議会、体育協会、子ども会育成連絡協議会、ロータリークラブ、ボーイスカウト北本団、4Hクラブ、石戸宿城ヶ谷堤桜保存会、レクリエーション協会と8つの地域コミュニティ委員会からなる北本市コミュニティ協議会が組織されていますが、8つの地域コミュニティ委員会は、コミュニティ協議会での話し合いの中から地域コミュニティ構想が生まれ、その後に組織されたものです。

## 24（意見、要望等への対応）

市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応するものとする。

### 【条文の解説】

この項目では、意見、要望等への対応の原則を示し、その対応について、市が最低限市民に担保すべきものを規定しました。

### 【条文作成の背景】

市が市民の意見、情報、知識を幅広く収集することは、市民参画の手段の一つとして、また、多様な意見を考慮して意思決定を行うためにも必要であると考えます。

現在、市長への手紙という形で市政に対する市民の率直な意見を受け付けていますが、市民の意見は、市政運営のための大切な情報として、市民と行政とで共有し、大いに活用すべきものと考えます。

この項目は、行政が市民の意見を単なる苦情処理で終わらせるのではなく、将来に向けて市民と行政とが協働してまちづくりを行うための基本的な取り組み姿勢を確認するものとして定義しました。

## 25（市民意見提出制度）

市は、別に条例で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が市政に参画し、意見を述べることができる機会を保障しなければならない。

### 【条文の解説】

この項目では、市民の市政への意見提出権を確立するために、計画策定や条例の制定など重要な案件については、市民から意見を聴取する機会を設けることを市の義務として規定しました。

### 【条文作成の背景】

この項目に記載した事項は、既にパブリックコメント制度として実施しているものですが、現在のパブリックコメント制度の運用については、要綱で定めて運用しているため、自治基本条例制定後には、条例として定め直す必要があります。

## 第3節 住民投票

### 26（住民投票）

- 1 市は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、当該案件に関する住民投票を実施することができる。
- 2 市長は、住民投票を行うときは、その目的をあらかじめ明らかにするとともに、その結果を尊重するものとする。
- 3 住民投票ができる者の資格その他住民投票の制度及び実施に必要な事項については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

### 【条文の解説】

市民の手によるまちづくりを推進する上で、市の将来を左右するような「重要な案件」については、市民が直接判断できる手段を担保しておく必要があると考え、住民投票の規定を設けました。

この項目では、市の住民投票実施権を規定したほか、投票を実施した際に、市長はその結果を尊重する規定を設けました。

なお、投票人の資格要件等、住民投票に関する詳細については、個別の住民投票条例の中で定めるものとししました。

### 【条文作成の背景】

懇話会では、市の将来を左右するような「重要な案件」として、合併に関する問題を想定して議論しました。

この項目を議論した際の争点は、市民の権利と議会の役割との関係でした。この規定は、憲法及び地方自治法に規定する間接民主主義を否定するものではなく、平時の間接民主主義に対し、非常時には、直接民主主義を取り入れるというものです。

市民の権利として住民投票を請求する権利を記載するという意見も出されましたが、地方自治法第74条の直接請求の規定により、市民には条例制定請求権が付与されていることから、この規定にはあえて記載しないこととししました。

## 第8章 連携・交流

### 27（他団体との連携及び交流）

- 1 市は、広域行政の推進及び共通する課題解決のために、国、県及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。
- 2 市民及び市は、様々な分野の活動、交流等を通じて、市外の人々や他の国の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

#### 【条文の解説】

市は、市政運営に当たり、国や県、他市町村と必要に応じて連携すべきこと、また、市民と市は他の自治体との比較において、参考にすべき事項は積極的に取り入れるべきことをそれぞれの努力義務として規定しました。

北本市だけでは解決できない行政課題については、近隣自治体や県、国と連携して共通課題を解決することが必要です。

また、他市の人々や他の国の人々との交流の中から先進事例等を学び、その知恵や意見を北本市のまちづくりに取り入れていくことが必要であることからそれを市民、議会、市の3者の努力義務として規定しました。

#### 【条文作成の背景】

この項目を検討する際に、緑の保存やゴミ減量に代表される自然・生活等環境問題の視点での取組みについて、国際社会との交流・連携を図る中で進めていく必要があるという意見や、北本市ではスポーツによる国際交流も行われており、こうしたことを機に国際交流に広がりを持たせることが可能となるのではないかという意見が出されました。

当初は「国際交流の推進」という項目立てでも検討しましたが、市外の様々な人たちとの交流の中から、北本市のまちづくりに必要なものを学ぶことを記載すべきではないかという意見を採用し、この項目を作成しました。

## 第9章 北本市自治基本条例審議会

### 28（北本市自治基本条例審議会）

- 1 市に、北本市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。
- 3 審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

#### 【条文の解説】

自治基本条例は、つくって終わりではなく、運用して初めて意味があるものです。そのため、この条例が正しく運用されているかどうかを検証し、更に、条例の見直し等についても検討する組織が必要と考えます。

そのため、市長の附属機関（諮問機関）として、北本市自治基本条例審議会を設置することとし、その委員構成等詳細については別に規則等で定めることにしました。

#### 【条文作成の背景】

懇話会では、この審議会がどのような役割を担うべきかについても議論しましたが、自治基本条例が適切に運用されているかをチェックし、条例の見直しに関することを主な役割としました。

政策の立案や、予算編成のチェック等については、市民の自発性に委ねるべき事項と考え、協働を推進するための条例の制定を検討する中で、今までの懇話会における議論を継続して、その仕組み等について、改めて検討していくべきこととしました。

次の「この条例の検証及び見直し」の項目にも関連しますが、市の条例の進行管理をチェックし、適宜必要な助言を市に対して行うために、会議は少なくとも年1回開催する必要性があることを議論し、この条例の下に置かれる設置規則には、そのことを規定しておく必要があるとしました。

## 第10章 この条例の検証及び見直し

### 29（この条例の検証及び見直し）

市は、この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証及び見直しを行うものとする。

#### 【条文の解説】

自治基本条例の進行管理は、市が行いますが、自治基本条例を適切に運用して市政が進められているかを自治基本条例審議会がチェックし、社会、経済情勢等の変化により、条例の見直しが必要になった時には、「市は必要に応じて、見直しを行う」という規定を設けました。

#### 【条文作成の背景】

市民ワークショップの時から一貫して出されている意見として、「まちの憲法制定の取組みを7万人の市民全員が知らなくていいのか」という考え方があります。中間報告後に開催した自治基本条例説明会でも「7万人全員の意見を聞いて制定する必要があるのではないか」「日本国憲法に憲法の改正の際には国民投票を行う規定があるが、この条例の改正、また制定に際し、住民投票は必要なのか」などの意見が出されています。

懇話会は、当初、市職員を含めた市民28名で構成し、議論を進めてきました。住民自治を確立するための取組みであるがゆえに、市民全員から意見を聞くことは無理であっても、この28名だけで条例素案を作るのではなく、出来る限り多くの市民の意見を聞き、それを反映した条例素案の作成を目指してきました。

しかし未だ、自治基本条例制定への取組みを知らない北本市民は大勢いると思います。条例制定後、市長には、出来る限りの広報活動を行い、この条例を周知する義務があります。

また、この条例はつくって終わりではなく、この条例の理念のもとに、必要な制度等を整え、真に市民が主体となって北本市のまちづくりが進められる体制を確立する必要があります。この条例の制定をきっかけに、多くの市民参加、市民参画のもとに北本市のまちづくりが進められることを期待しています。その意味からもこの条例は、必要に応じて市民が検証と見直しを行い、市民が育てていく条例であるといえます。

# 取組經過





## 1 北本市住民自治条例制定研究懇話会における検討

平成19年2月、北本市住民自治条例市民ワークショップに参加していた市民を中心に、28名で北本市住民自治条例制定研究懇話会が組織された。

この懇話会では、市民ワークショップで抽出された「条例に位置付けすべき項目」や他市町村で制定された条例、現在市がおかれている状況等を研究しながら、市民が考える自治基本条例素案作成に向けた検討を行った。

具体的な検討の進め方としては、行政・議会、市民、総則の3グループに分かれ、住民自治を実現するための方策等を話し合い、北本市にふさわしい自治基本条例の条文について研究した。

### (1) 北本市住民自治条例制定研究懇話会の開催

第1回懇話会 平成19年2月3日(土) 午後2時30分  
学習センター学習室

- ・委員委嘱式
- ・自己紹介
- ・会長及び副会長の互選
- ・市民ワークショップの報告
- ・懇話会の進め方について

第2回懇話会 2月24日(土) 午後1時30分 学習センター集会室

- ・協働推進計画策定委員会報告「市民と行政との協働推進の研究に関する報告」について
- ・市民ワークショップにおける「条例に位置付けすべき項目」について
- ・研究グループについて(「議会・行政」「市民」「総則」班分け)

第3回懇話会 3月24日(土) 午後1時30分  
文化センター第2研修室

- ・懇話会の審議内容の広報について
- ・緑の基本計画について
- ・グループのリーダー、サブリーダー、記録係の選出
- ・条例の基本的な考え方、制定目的について検討(グループワーク)

第4回懇話会 4月14日(土) 午後1時30分 東部公民館集会室

- ・第3回懇話会グループワークの報告
- ・「北本市市民と行政との協働推進計画」について
- ・条例の基本的な考え方、制定目的について検討(グループワーク)

第5回懇話会 5月12日(土) 午後1時30分  
文化センター第1研修室

- ・第4回懇話会グループワークの報告
- ・条例の基本的な考え方、制定目的について検討(グループワーク)

- 第6回懇話会 5月26日(土) 午後1時30分  
文化センター第2研修室
- ・第5回懇話会グループワークの報告
  - ・条例の基本的な考え方、制定目的のまとめ
  - ・懇話会の今後の進め方(条例制定までの流れとタイムスケジュール(案)、条文の作成方法、議員との連絡調整、シンポジウム、地域別懇談会の開催について全体で議論)
- 第7回懇話会 6月9日(土)午後1時30分  
文化センター第1研修室
- ・グループ別に条例の前文案を検討
  - ・各グループの条例前文案を発表、質疑応答・意見交換
- 第8回懇話会 6月23日(土)午後1時30分  
文化センター第1研修室
- ・総則研究グループによる前文案の発表(質疑応答・意見交換)
  - ・条文作成のポイント(立正大学山口道昭教授のアドバイス)
- 第9回懇話会 7月14日(土)午後3時  
文化センター第3会議室・第2研修室
- ・グループに分かれ、条例に位置付けすべき項目を検討
- 第10回懇話会 8月4日(土)午後1時30分  
市役所第1・2・3委員会室
- ・グループに分かれ、条例に位置付けすべき項目を検討
- 第11回懇話会 8月18日(土)午後1時30分  
文化センター第2研修室
- ・各グループの項目出しの発表(質疑応答・意見交換)
  - ・市長との意見交換
  - ・条文作成のポイント(立正大学山口道昭教授のアドバイス)
- 第12回懇話会 9月1日(土)午後1時30分  
文化センター和室・第4会議室
- ・グループに分かれ、条文を検討
- 第13回懇話会 9月15日(土)午後1時30分  
文化センター和室・第3研修室
- ・グループに分かれ、条文を検討
- 第14回懇話会 9月29日(土)午後1時30分  
文化センター和室・第3研修室
- ・グループに分かれ、条文を検討
  - ・グループで作成した条文についてグループ間で意見交換

- 第15回懇話会 10月13日(土)午後1時30分  
文化センター第1研修室・市役所会議室
- ・グループに分かれ、条文を検討
  - ・グループ間で作成した条文を調整
- 第16回懇話会 10月27日(土)午後1時30分  
文化センター第1研修室・市役所会議室
- ・グループに分かれ、条文を検討
  - ・グループ間で作成した条文を調整
- 第17回懇話会 11月10日(土)午後1時30分  
文化センター第3会議室
- ・総務文教常任委員会との懇談会報告
  - ・グループ間で作成した条文を調整
- 第18回懇話会 11月23日(土)午後1時30分 市役所会議室
- ・条文の検討
- 第19回懇話会 12月8日(土) 午後1時30分 市役所会議室
- ・条文の検討
- 第20回懇話会 1月26日(土)午後1時30分  
文化センター第4会議室
- ・久喜市、熊谷市視察報告
  - ・アンケートのまとめ
  - ・条文の検討
- 第21回懇話会 2月9日(土)午後1時30分 文化センター第2研修室
- ・リーダー・サブリーダー会議報告
  - ・条文の検討
- 第22回懇話会 2月22日(金)午後7時 文化センター和室
- ・今後のスケジュールについて
  - ・条文の検討
- 第23回懇話会 3月8日(土)午後1時30分 文化センター第1研修室
- ・条文の検討
  - ・前文について
- 第24回懇話会 3月22日(土) 午後1時30分  
文化センター第4会議室
- ・職員プロジェクト・チーム訂正案の検討
  - ・委員の任期について

## (2) グループ会議

懇話会の運営を円滑に進めるため、グループ会議を開催し、そこでの議論を懇話会に報告した。

### 市民研究グループ第1回会議

平成19年5月31日(土) 午後6時 西口ビル多目的ルーム

- ・グループの前文案の検討

### 総則研究グループ第1回会議

6月5日(火) 午後6時から 文化センター第2研修室

- ・グループの前文案の検討

### 総則研究グループ第2回会議

6月20日(水) 午後7時から 市役所第4委員会室

- ・3グループの条例前文案の整理
- ・前文案の検討

### 市民研究グループ第2回会議

7月4日(水) 午後6時から 市役所第4委員会室

- ・条文研究の進め方について

### 総則研究グループ第3回会議

7月10日(水) 午後6時から 白木屋

- ・条文研究の進め方について

### 総則研究グループ第4回会議

8月28日(火) 午後2時から

- ・条文案について

### 市民研究グループ第3回会議

8月29日(水) 午後6時から 市役所第4委員会室

- ・条文案について

### 行政・議会研究グループ第1回会議

9月11日(火) 午後7時から 市役所第4委員会室

- ・条文案について

### 行政・議会研究グループ第2回会議

9月29日(土) 午後4時30分から 文化センター第3研修室

- ・条文案について

### 市民研究グループ第4回会議

10月9日(火) 午後6時30分から 市役所第4委員会室

- ・総則グループとのすり合わせ結果整理

### 行政・議会研究グループ第3回会議

11月2日(金) 午後5時30分から 市役所研修室

- ・市民グループとのすり合わせ結果整理

(3) リーダー・サブリーダー会議

第1回会議

5月12日(土)午後4時 文化センター第1研修室

第2回会議

6月9日(土)午後4時 文化センター第1研修室

第3回会議

9月1日(土)午後4時 文化センター第4会議室

第4回会議

9月15日(土)午後4時 文化センター第3研修室

第5回会議

10月10日(水)午後6時 文化センター第4会議室

第6回会議

10月13日(土)午後4時30分 文化センター第1研修室

第7回会議

11月5日(土)午後6時 市役所会議室

第8回会議

11月23日(土)午後4時 市役所会議室

第9回会議

平成20年1月26日(土)午後3時40分 文化センター第4会議室

第10回会議

平成20年2月20日(水)午後1時30分 市役所第3委員会室

(4) 先進地視察

平成20年1月15日(火) 久喜市・熊谷市



## 2 自治基本条例制定研究懇話会における検討状況

北本市住民自治条例制定研究懇話会では、市民が考える条例案をまとめる作業を進めてきたが、平成20年3月31日に任期満了となったため、同4月1日に北本市住民自治条例制定研究懇話会に所属していた20名で北本市自治基本条例制定研究懇話会を新たに組織され、市民が考える条例素案作成に向けた議論を継続した。

### (1) 自治基本条例制定研究懇話会の開催状況

第1回懇話会 平成20年4月12日(土)

午前10時 文化センター第1研修室

- ・委員委嘱式
- ・会長及び副会長の互選
- ・条例構成案の検討

第2回懇話会 4月26日(土) 午後1時30分

文化センター第4会議室

- ・今後のスケジュールについて
- ・条文の検討

第3回懇話会 5月10日(土) 午後1時30分

市役所第1・2・3委員会室

- ・条文の検討(グループ討議)

第4回懇話会 5月24日(土) 午後1時30分

文化センター第2研修室

- ・懇話会条例素案の検討

第5回懇話会 6月14日(土) 午前10時 文化センター第3研修室

- ・懇話会条例素案の検討

第6回懇話会 6月25日(水) 午後6時 文化センター第3研修室

- ・懇話会条例素案の検討

第7回懇話会 7月12日(土) 午後1時30分

文化センター第4会議室

- ・懇話会条例素案の検討

第8回懇話会 7月26日(土) 午後1時30分

文化センター第1研修室

- ・懇話会条例素案の検討

第9回懇話会 8月9日(土) 午後3時 東部公民館講義室

- ・懇話会条例素案の検討

第10回懇話会 9月10日(水) 午後6時 文化センター第4会議室

- ・北本市自治基本条例素案中間報告(案)について
- ・自治基本条例説明会について

- 第11回懇話会 11月12日(水) 午後6時 市役所会議室  
・北本市自治基本条例素案(中間報告)に対する意見について
- 第12回懇話会 12月3日(水) 午後6時 文化センター第4会議室  
・北本市自治基本条例素案について

## (2) グループ会議

- Aグループ会議 5月8日(木) 市役所第3委員会室  
・プロジェクト・チーム修正案の検討
- Bグループ会議 5月7日(水) 文化センター第1・2会議室  
・プロジェクト・チーム修正案の検討
- Cグループ会議 5月7日(水) 文化センター第1・2会議室  
・プロジェクト・チーム修正案の検討
- Aグループ会議(2回目) 5月15日(木) 市役所第4委員会室  
・プロジェクト・チーム修正案の検討
- Cグループ会議(2回目) 5月16日(金) 市役所第1委員会室  
・プロジェクト・チーム修正案の検討



### 3 地域別説明会

平成20年9月、市は、北本市自治基本条例制定研究懇話会から北本市自治基本条例素案の中間報告を受け、地域コミュニティ委員会が組織されている8つのコミュニティ地域ごとに、説明会を開催した。

この説明会に、懇話会委員も出席し、中間報告に対する市民の意見を直接聞き取った。

- (1) 公団地域コミュニティ委員会説明会  
平成20年9月27日(土)午前10時 北本団地集会室B
- (2) 北部地域コミュニティ委員会説明会  
平成20年9月27日(土)午後6時30分 北部集会所
- (3) 本町西高尾コミュニティ委員会説明会  
平成20年9月28日(日)午前9時 コミュニティ集会所
- (4) 西部地域コミュニティ委員会説明会  
平成20年9月28日(日)午後2時 西部集会所
- (5) 東地域コミュニティ委員会説明会  
平成20年9月28日(日)午後6時30分  
保健センター講習会室
- (6) 南部コミュニティ委員会説明会 1  
平成20年10月2日(木)午後6時30分 南部集会所
- (7) 中央地域コミュニティ委員会説明会 1  
平成20年10月3日(金)午後6時30分 東部集会所
- (8) 中央地域コミュニティ委員会説明会 2  
平成20年10月5日(日)午前9時 東部集会所
- (9) 南部コミュニティ委員会説明会 2  
平成20年10月5日(日)午後2時 南部集会所 12名
- (10) 中丸地域コミュニティ委員会説明会  
平成20年10月5日(日)午後6時30分 中丸集会所 38名

### 4 北本市自治基本条例素案中間報告に関する意見募集

市は、平成20年9月に懇話会から報告された条例素案を公表し、市内8会場で10回、自治基本条例の説明会を開催するとともに、公表した条例素案中間報告に関する意見募集を行った。

意見募集期間は、平成20年9月27日(土)から10月17日(金)までの21日間。

提出された意見については、懇話会で議論し、最終的な素案を作成する際の検討材料とした。



# 委員名簿



## 1 北本市住民自治条例制定研究懇話会委員

(平成19年2月3日～平成19年3月31日)

秋葉三枝子 阿久井美代子 浅野昭八 岩崎文雄 内田政之助 有働秀鷹  
荻野照夫 勝豊 加藤信利 河井宏暢 北村浩一 古賀利雄 小関真美子  
下里晴朗 関山邦孝 高荷正春 高橋伸治 竹村元宏 田中昭仁 田中正昭  
野地恵美子 福島洋輔 細井久美子 堀越一三 三橋博 宮原鈴代 谷沢暢  
山本浩之

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

秋葉三枝子 阿久井美代子 浅野昭八 内田政之助 有働秀鷹 大熊純司  
荻野照夫 勝豊 加藤一男 加藤信利 河井宏暢 北村浩一 古賀利雄  
小関真美子 下里晴朗 関山邦孝 高荷正春 高橋伸治 竹村元宏  
田中昭仁 田中正昭 野地恵美子 福島洋輔 細井久美子 堀越一三  
三橋博 宮原鈴代 山本浩之

## 2 北本市自治基本条例制定研究懇話会委員

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

秋葉三枝子 浅野昭八 岩崎雄一 内田政之助 有働秀鷹 勝豊 加藤一男  
加藤信利 河井宏暢 古賀利雄 佐藤健市 関山邦孝 高荷正春 田中昭仁  
田中正昭 福島洋輔 堀越一三 三橋博 宮原鈴代 山本浩之



『北本市自治基本条例に関する検討報告』

2008年（平成20年）12月

北本市自治基本条例制定研究懇話会

事務局 北本市総合政策部協働推進課

電話 048-594-5517(直通)

ファクシミリ 048-592-5997

e-mail:[a01200@city.kitamoto.saitama.jp](mailto:a01200@city.kitamoto.saitama.jp)